

名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案  
について

1 改正理由・内容

名古屋市野外教育センターについて、施設内での活動を妨げない限度において一般利用者が使用する場合の使用料を改定するため、規定の整備を行うものです。

2 施行期日

- (1) 令和8年10月1日から施行します。
- (2) この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例によることとします。

3 規則案

別紙のとおり



名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉浦弘昌

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市野外教育センター条例施行規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

野外教育センター名	使用区分	使用料の額							
		単 位	1 泊	1 日	午 前	午 後	夜 間	1 時間	
名古屋市稲武野外教育センター（分館を除く。）	屋内施設	宿泊室	大人1人	1,000円					
			小人1人	500円					
		第1会議室	1 室		6,000円	2,250円	2,250円	2,250円	750円
		第2会議室	1 室		3,000円	1,100円	1,100円	1,100円	370円
		第3会議室	1 室		3,000円	1,100円	1,100円	1,100円	370円
		第4会議室	1 室		6,000円	2,250円	2,250円	2,250円	750円
		第5会議室	1 室		3,000円	1,100円	1,100円	1,100円	370円
		第6会議室	1 室		3,000円	1,100円	1,100円	1,100円	370円
	屋外施設	キャンプ場	大人1人	500円					
			小人1人	250円					
		野外炊事場	1 人		250円				
名古屋市中津川野外教育センター	屋内施設	宿泊室	大人1人	1,000円					
			小人1人	500円					
		第1会議室	1 室		6,000円	2,250円	2,250円	2,250円	750円
		第2会議室	1 室		3,000円	1,100円	1,100円	1,100円	370円
		第3会議室	1 室		3,000円	1,100円	1,100円	1,100円	370円
		第4会議室	1 室		3,000円	1,100円	1,100円	1,100円	370円

		第5会議室	1 室		3,000 円	1,100 円	1,100 円	1,100 円	370 円
	屋外施設	キャンプ場	大人 1 人	500 円					
			小人 1 人	250 円					
		野外炊事場	1 人		250 円				
分館	屋内施設	宿泊室	大人 1 人	1,000 円					
			小人 1 人	500 円					
		第1研修室 第2研修室 第3研修室 第4研修室 第5研修室	1 室		6,000 円	2,250 円	2,250 円	2,250 円	750 円
	体育室	全 面				4,200 円	4,200 円	4,200 円	
		コート1面	バスケットボール又はバレーボール			2,000 円	2,000 円	2,000 円	
			バドミントン			700 円	700 円	700 円	
			卓球			300 円	300 円	300 円	
			その他スポーツ (250平方メートル以内)			700 円	700 円	700 円	

屋外施設	キャンプ場	大人 1 人	500 円					
		小人 1 人	250 円					
	野外炊事場	1 人		250 円				
	陸上競技場				3,000 円	3,000 円		
	野球場	1 面			1,900 円	1,900 円		
	庭球場	1 面			1,000 円	1,000 円		

備考

- 1 使用時間の区分は、次のとおりとする。
  - (1) 1 泊 午後 3 時から翌日午前10時まで
  - (2) 1 日 午前 9 時から午後 8 時30分まで
  - (3) 午前 午前 9 時から午後 0 時30分まで
  - (4) 午後 午後 1 時から午後 4 時30分まで
  - (5) 夜間 午後 5 時から午後 8 時30分まで
- 2 小人とは、小学校就学の始期に達するまでの者並びに小学校及び中学校又はこれらに準ずる学校に在学する者をいう。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。